

1週間外貨預金(Mr.Weekly)規定

1. 預金の期間、対象、預入等
 - (1) 1週間外貨預金(Mr.Weekly)(以下、「この預金」といいます。)の期間は、7日です。
 - (2) この預金口座に受け入れできる通貨は、韓国ウォン及び米ドルです。最低預入額は、韓国ウォンの場合で、1,000,000通貨以上、米ドルの場合で500通貨以上となります。また、預入単位は、韓国ウォンの場合で、1通貨単位、米ドルの場合で、1補助通貨単位です。付利単位も預入単位と同様です。
 - (3) この預金の対象は、韓国ウォンの場合は、国内に居住する20歳以上の個人及び法人、米ドルの場合は、国内に居住する20歳以上の個人となります。
 - (4) この預金は窓口では、現金・円普通預金・(同一通貨)の外貨普通預金、外貨建て送金の受取(被仕向送金)、インターネットバンキングでは、円普通預金・(同一通貨)の外貨普通預金からの振替により、預入れることができます。インターネットバンキングで作成されたこの預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。また、有通帳に変更することはできません。
2. 自動継続
 - (1) この預金は預け入れ時に自動継続扱い(元加継続型)とし、満期日に元金と利息を合わせ、前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。継続した預金についても同様とします。
 - (2) 自動継続した場合、継続した預金の利率は書替日における当行所定の利率によるものとします。
 - (3) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにインターネットバンキングで行うか、あるいはその旨を取引店に申し出てください。この場合においてこの預金は、申出時点における次の満期日以降に利息とともに支払います。
3. 証券類の受け入れ
手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券類の受け入れは取扱いできません。
4. 利息
 - (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じです。)から満期日の前日までの日数(以下、「約定期日」といいます。)および通帳記載の利率(継続後の預金については第1条第2項の利率。以下、これらを「約定期率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。
 - (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
 - (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下、「期日前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日までの日数および解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
5. なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。
5. 預金の解約、書替継続
 - (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
 - (2) 窓口にて解約するときは、当行所定の書類に届出の印押(または署名)により押印(または署名)して通帳とともに取引店に提出してください。なお、窓口にて署名の確認を行う場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。
 - (3) 本項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻しを行いません。
 - (4) 次の各号の一にも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所において発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになつた場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになつた場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (5) 前項のほか、次の各号の一にも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合
 - A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業
 - E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - F.その他前各号に準ずる者
 - ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行つた場合
 - A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C.取引に關して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D.風説を流布し、偽証を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
 - E.その他前各号に準ずる行為
6. 解約金受取方法
店頭では、現金・円普通預金・(同一通貨)の外貨普通預金、外貨建てでの送金(仕向送金)となります。
7. 外国通貨現金による払い戻し
 - (1) 現金による払戻しは、当行が韓国ウォン・米ドルについて、当行所定の店舗で取扱います。ただし、外国通貨のうち、硬貨での支払いは行いません。なお、紙幣での支払いができない金額の払戻依頼については、当行所定の相場により計算した当該外貨金額相当額の円貨をもって支払います。
 - (2) なお米ドル現金による払戻であっても、金額や金種によって、お申込当日応じられない場合もあります。
8. 相場・手数料
 - (1) この預金の預け入れ、または払い戻しをほかの通貨を対価として行う場合は、当行所定の相場により換算します。
 - (2) この預金の預け入れ、または払い戻しについて当行所定の手数料を頂くことがあります。
9. 届出事項の変更、通帳の再発行等
 - (1) 通帳や印章を失ったときは、印章、名称、住所、署名その他の届出事項に変更があつたときは、直ちに書面によって取引店に届け出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
10. 成年後見人等の届出
 - (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出してください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

以上



2025年2月21日現在